

様

芦屋市長 高島峻輔

## 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種特例措置決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）の不足により接種対象期間内に定期接種を受けられなかつた方の定期接種特例措置について、下記のとおり接種を決定いたしましたので通知します。

被接種者 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
住所 芦屋市 町 番 号 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

種類 麻しん・風しん（MR）、もしくは風しん（第5期の方のみ）  
接種期限 令和9年3月31日 ※接種期限を過ぎますと接種できなくなります。  
接種場所 \_\_\_\_\_  
持ち物 1 特例措置決定通知書（本用紙）  
2 母子健康手帳（第1期・第2期の方）  
3 本人確認書類、クーポン券、抗体検査の結果（第5期の方）

## 特例措置対象

予防接種名	定期の予防接種の対象期間
麻しん・風しん (MR)	1期：令和6年度内に2歳を迎える方、2歳に至った方
	2期：令和6年度における第2期の対象者 (平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)
麻しん・風しん (MR) もしくは 風しん	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（風しんの追加的対策対象の方） で令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方 抗体検査は対象期間延長の対象外です。ご注意ください。

医療機関 御中

被接種者は、長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種特例措置の対象者となります。特例措置接種対象年齢内で、予診や診察等で異常がなければ、定期接種としてお願いいたします。なお、接種後は本用紙を問診票に添付の上、芦屋市にご提出ください。